

越谷市議会議員の請負の状況の公表に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、越谷市議会議員の請負の状況の公表に関する条例（令和5年条例第44号。以下「条例」という。）及び越谷市議会議員の請負の状況の公表に関する条例施行規程（令和6年議会規則第1号。以下「施行規程」という。）に基づく議員の請負の状況の公表に関する事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(報告の方法)

第2条 施行規程第2条第1項及び第2項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって別に議長が定めるものは、次に掲げる方法とする。

- (1) グループウェア
- (2) 電子メール
- (3) その他議長が認める方法

(証明書類の提出)

第3条 条例第2条第1項の規定による報告を行う議員は、支払を受けた総額等の請負の状況を証する書面として、契約書、請書その他の議長が適当と認める書面等を、請負状況等報告書への添付又は前条各号に掲げる方法により、議長に提出するものとする。

(報告の一覧の公表)

第4条 条例第3条の規定による報告の一覧の公表は、次に掲げる事項を越谷市議会ホームページに掲載する方法により行うものとする。

- (1) 報告を行った議員の氏名
- (2) 支払を受けた総額
- (3) 対象となる役務等、契約締結日、契約金額等の請負の内容
- (4) その他議長が認める事項

- 2 前項第3号に掲げる事項の掲載については、前条に規定する書面等の掲載をもって行うものとする。

(報告等の閲覧場所及び閲覧時間)

第5条 施行規程第4条第1項の議長が指定する場所は、越谷市議会図書室とする。

- 2 施行規程第4条第1項の議長が指定する時間は、越谷市の休日を定める条例（平成4年条例第14号）第2条第1項に規定する市の休日以外の日の午前8時30分から午後5時15分までとする。

(報告等の閲覧の期限)

第6条 条例第4条第2項の規定による閲覧の期限は、当該閲覧の対象となる報告が行われた日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年を経過する日までとする。

(報告等の写しの交付請求の方法)

第7条 施行規程第5条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて別に議長が定めるものは、次に掲げる方法とする。

- (1) 電子メール
- (2) 電子申請
- (3) その他議長が認める方法

附 則（令和6年5月27日議長決裁）

この要領は、議長決裁の日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。